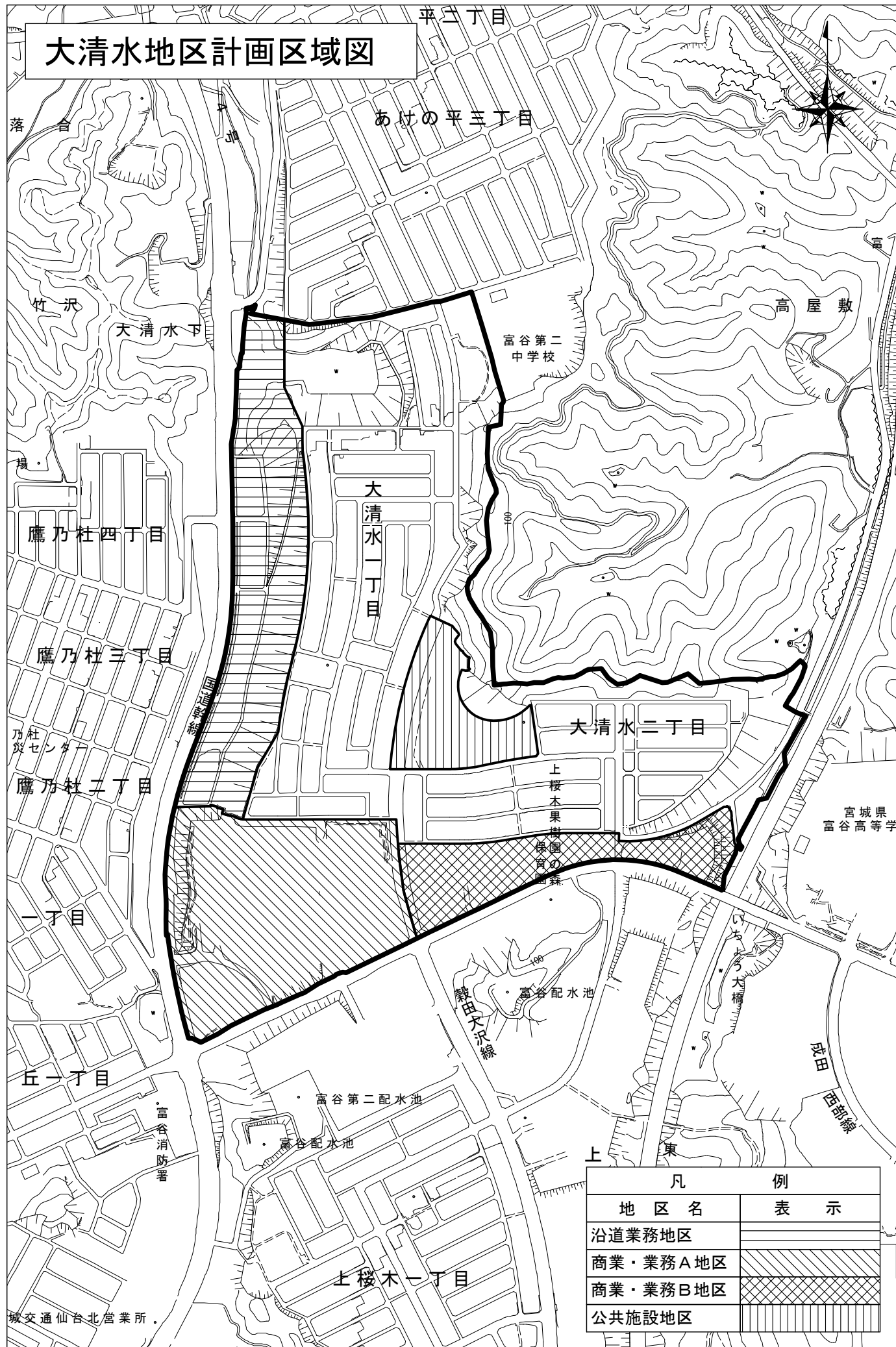


大清水地区計画

地区整備計画区域		沿道業務地区	商業・業務A地区	商業・業務B地区	公共施設地区
用途地域 (建ぺい率・容積率) %		準工業地域(60・200)		第二種住居地域(60・200)	第一種中高層住居専用地域(60・200)
土地利用の方針		交通の利便性を活かした、沿道サービス型の業務施設を主体とした施設の立地を図る。	交通の利便性を活かし、商業・業務及び文化・娯楽施設等の複合機能を備えた施設の立地を図る。	交通の利便性を活かし、店舗、事務所等の商業・業務施設を主体とした施設の立地を図る。	周辺地区との調和を図りながら、公共施設の計画的な立地を図る。
まちづくりルール (地区整備計画)	建築物の用途	【建築できないもの】 ・住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの(床面積の合計が3,000㎡以内のものを除く) ・マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ・キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・学校(高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く) ・畜舎 ・工場(建築基準法別表第2(と)項第3号及び同表(ぬ)項第3号に掲げるものに限る)	【建築できないもの】 ・住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・ホテル又は旅館 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ・キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・学校(大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く) ・倉庫業を営む倉庫 ・畜舎	【建築できないもの】 ・住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・ホテル又は旅館 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ・学校(大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く) ・畜舎	【建築できるもの】 ・地方公共団体の用に供する建築物 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
	敷地面積	300㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)	1,500㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)		—
	形態・意匠	・建築物の屋根、外壁もしくは付属建築物の色彩は、周辺環境と調和を図る。 ・屋外広告物は、落ち着いた色のある色彩を使用し、自己の敷地内に設置し、自己の用に供するものとする。			—
かき又はさく制限	緑道等以外の道路に面する部分に設けるかき又はさく ・生垣又は高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等とする。 ※人及び車両の進入部分を除く。 ※透視可能なフェンス等：透過率を均等に50%以上確保できるもの。				
地区施設	—	緑地：約1.8ha	緑地：約0.5ha	—	

大清水地区計画区域図



凡 例	
地区名	表示
沿道業務地区	
商業・業務A地区	
商業・業務B地区	
公共施設地区	

城交通仙台北営業所